

# 強靱な水道システムを目指す耐震化計画

～「未来に引き継ぐいわきの水道」の実現に向けて～

## 東日本大震災の経験を踏まえた耐震化の重要性

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、浄水場や配水池等の被害は比較的少なかったものの、「浄水場から主要な配水池まで水を送る水道管」や「主要な配水池と地区を結ぶ重要な水道管」に被害が集中したことから、断水が長期化しました。

これまでの耐震化は、水道管や浄水場等の施設の更新時などに、それぞれ個別に対応することなどにより進めてきましたが、震災の経験を踏まえ、**水道管と施設を一つの「水道システム」として捉えた耐震化が必要であることがわかりました。**

このため、平成 27 年 3 月に、強靱な（強くてしなやかな）水道施設を構築し、災害時においても確実な給水の確保を図るために「**水道施設耐震化計画**」を策定しました。

## 耐震化計画はどんな計画？

本市は、広域かつ起伏の多い地勢であることなどから、他の水道事業者と比較して、より多くの水道施設を保有しています。

本市と類似団体の耐震化率を比較すると、浄水施設は、本市の方が進んでいます。これ以外の施設は、類似団体の方が進んでいる状況にあります（右表参照）。

今後の耐震化にあたっては、浄水場や配水池等は重要な施設を優先して耐震補強等を実施するとともに、水道管については、耐震化された配水池から重要給水施設である救急病院等までの配水管を優先的に耐震化するほか、水道管と施設を一体的に整備するなど、災害時においても確実な給水の確保を図っていきます。

### （耐震化の方法）

- 水道管の耐震化  
老朽管の更新の際に、管と管をつなぐ部分に突起を設けることなどで、抜けにくくした**耐震性能の有る水道管を使用することで、耐震化を進めていきます。**
- 施設の耐震化  
浄水場や配水池等は、耐震診断を実施し、診断結果に応じて、順次、耐震化を行っていきます。

●水道施設ごとの耐震化率（平成27年度）

区分	いわき市	類似団体の平均 ※2
全ての管路	8.4%	21.8%
うち基幹管路 ※1	41.4%	46.4%
浄水施設(浄水場等)	23.4%	15.2%
配水池	15.7%	58.3%

※1 基幹管路とは、水道管の中で重要な管とされる導水管、送水管や口径 35cm 以上の配水管をさします。

※2 給水人口が近似している6団体（八戸市、盛岡市、秋田市、久留米市、大分市、宮崎市）

## いわき市水道の今後について

すいどういわきでは、「未来に引き継ぐいわきの水道」の実現に向けてをテーマに、62号では「アセットマネジメント（資産管理）」、63号では「水道施設更新計画」、64号では「水道システム再構築計画」、65号では「水道施設耐震化計画」を連載してきました。

水道局では、これらの計画を取り込んだ新たな経営プラン（計画期間：平成 29～38年度の10年間）を策定しました。

新・経営プランにより、最適で災害に強い施設整備や持続可能な経営基盤の確立に取り組み、**皆さんの生活を支える水道を健全な姿で次世代に引き継いでいくことを目指してまいります。**

新・経営プランの概要は3～4ページをご覧ください。



みなさまの  
質問に  
お答えします

# 水道料金はどのような考え方で決められているの？

## 独立採算制のもとでの料金

水道事業は、「独立採算制」の原則のもとで、水道料金を主な収入として経営することとされています。基本的に税金は使われていません。

## だれにも平等で無理のない料金

水道料金は、常に能率的な事業運営をして、その能率的な経営のもとでの原価(コスト)に見合ったものとなっていることとされています。

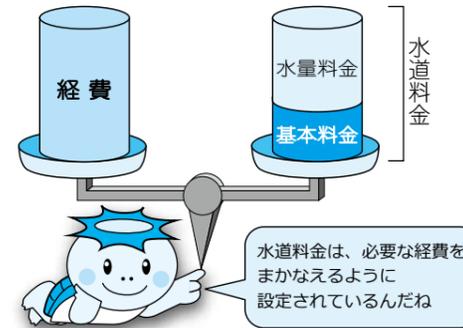
### 原価(コスト)の例

<p>水を作る経費</p> <p>浄水場整備費 電気料金、薬品費等</p>	<p>水を送り届ける経費</p> <p>水道管整備費 維持管理費、電気料金等</p>	<p>水道料金を収納する経費</p> <p>メーター費、検針費 料金システム管理費等</p>
---	--	--

## だれにも明らかな料金

水道料金は、定額又は定率により定められているものとされています。本市の料金は、使用する水の量にかかわらずにいただく「基本料金」と、使用する水の量に応じていただく「水量料金」で構成しています。

- ・基本料金…維持管理費、メーター費、検針費等を回収する部分
- ・水量料金…電気料金、薬品費等を回収する部分



## 水道料金表

本市の一般家庭の料金は、下表のとおり、水道メーターの口径ごとに定めた「基本料金」と、使用する水の量により定めた「水量料金」の合計額となります。

### 水道料金表（2か月あたり・税込）

メーター口径	基本料金	区分	水量料金(1mにつき)
13mm	2,332円80銭	一般用	1～20m <sup>3</sup> 81円00銭
20mm	4,665円60銭		21～40m <sup>3</sup> 168円48銭
25mm	8,640円00銭		41～100m <sup>3</sup> 209円52銭
30mm	16,416円00銭		101～200m <sup>3</sup> 234円36銭
40mm	25,488円00銭		201m <sup>3</sup> 以上 255円96銭
50mm	46,656円00銭	浴場用	1～1,000m <sup>3</sup> 64円80銭
75mm	125,280円00銭		1,001m <sup>3</sup> 以上 135円00銭
100mm	248,400円00銭	船舶用	255円96銭
150mm	693,360円00銭	私設消火栓消防演習用 (1栓10分間につき)	2,343円60銭
200mm	922,320円00銭		

### 水道料金の計算方法（例）

メーター口径 13mm の家庭で、2か月に 48 m<sup>3</sup> 使用した場合の水道料金は、以下のとおり計算します。

基本料金	水量料金		合計
2,332.80円	1～20m <sup>3</sup> までの分	81.00円 × 20 m <sup>3</sup> = 1,620.00円	48 m <sup>3</sup> 分 <b>6,665.76円</b>
	21～40m <sup>3</sup> までの分	168.48円 × 20 m <sup>3</sup> = 3,369.60円	
	41～48m <sup>3</sup> までの分	209.52円 × 8 m <sup>3</sup> = 1,676.16円	
	計	48 m <sup>3</sup> 分	<b>8,998円</b> (1円未満切り捨て)